

法改正 情報	2026年度版 比較認識法®で覚える！ 社労士合格プレミアムテキスト 労働科目編
-------------------	---

11875

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
安衛	第1分冊 217	(3) 表題	(3)建築物貸与者の講ずべき措置 (法34条)	(3)建築物貸与者の講ずべき措置 (法34条、 <u>令11条</u>)
		(3) 条文 1行目	政令で定めるもの	政令で定めるもの(<u>事務所、工場 その他の事業の用に供される建 築物</u>)
雇用	第2分冊 144	上から 1行目	②【例2】	②【例2】 ^{※1-1}
		側注 アドバイス ^{※1-1} を新規追加	アドバイス ^{※1-1} 「教育訓練休暇給付金」については、1日でも教育訓練休暇を取得した月は支給対象月とはなりませんので、注意しましょう（行政手引56728のハ）。	
		上から 3～4行目	出生後休業支援給付金 <u>及び教育 訓練休暇給付金</u>	出生後休業支援給付金

以 上